

(整理番号 736)

大阪地方最低賃金審議会
令和7年度第3回大阪府塗料製造業最低賃金専門部会
議事要旨

- 1 日 時 令和7年10月3日（金）
午後4時59分から同6時28分
- 2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用B会議室
- 3 出 席 者
- | | |
|------------|-----|
| 公 益を代表する委員 | 3 名 |
| 労働者を代表する委員 | 3 名 |
| 使用者を代表する委員 | 2 名 |
- 4 議 事
大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定について
- 5 議事要旨
- (1) 大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定について審議が行われ、労使から以下の主張がなされた。
- 労働者を代表する委員からは、大阪府の製造業の新規学卒者（高卒）初任給の1時間当たり賃金額、大阪府の製造業の女性短時間（パートタイム）労働者の1時間当たり所定内給与額、春闘結果の反映、大阪府塗料製造業最低賃金のメッセージ性から1,200円の提示があった。
 - 使用者を代表する委員からは、現行の大阪府最低賃金と大阪府塗料製造業最低賃金との金額差を踏まえた1,183円の提示があった。
- (2) 全体協議、個別協議による審議の結果、時間額1,191円、発効日を令和7年12月4日とする旨、全会一致で議決され、大阪労働局長に対し答申が行われた。